

化石研究会会則

(1983年2月13日制定：1994年7月3日一部改正：2013年6月2日一部改正)

- 1条 本会は化石研究会 (Fossil Research Society of Japan) という。
- 2条 本会は、古生物学および関連領域における研究を行うことにより、古生物学の総合的発展に寄与することを目的とする。
- 3条 本会は、上記の目的を達するために次の事業を行う。
 1. 例会、学術講演会等の開催。
 2. テーマに即した研究会の開催、および研究グループの組織。
 3. 会誌および化石研ニュースの発行、その他の出版活動。
 4. 国内及び国外における関連学（協）会との交流。
- 4条 本会は、会員によって組織される。本会の会員とは、本会の目的を理解し、会の定める諸規定を守ることを前提として、入会申込書を提出し、本会の承認を得たものとする。
- 5条 本会の会員は、年額 4000 円（学生 2000 円）の会費を前年度末までに納入することとする。
- 6条 本会の会員は、本会の主催する各種の事業に参加、あるいは研究発表することができる。また、会誌および化石研ニュースの配布を受けることができ、かつそれらへ投稿することができる。
- 7条 本会は、次の組織で構成される。
 1. 総会：本会の運営に関する最高決議機関とする。総会は年 1 回開催するものとし、総会出席者の過半数の賛成により議決できる。
 2. 本会は、総会において、会員の中から会長 1 名、運営委員 10 名および会計監査 1 名を選出する。任期はそれぞれ 2 年とする。
 3. 会長は、本会を代表する。
 4. 運営委員は、運営委員会を組織し、総会決定に従って運営に関する諸事項を審議し決定する。これらの決定事項は総会に報告し承認を得るものとする。互選により委員長 1 名を決定する。委員長は運営委員会を招集する。
- 8条 本会は、総会、運営委員会の決定に基づき、本会の事業を行うために、事務局を置く。
 1. 事務局には、庶務係、会計係を置く。各係は会員または運営委員の中から選ばれ、専任とする。各係の互選により事務局長を決定する。事務局長は運営委員会に参加することができる。
 2. 事務局員の任期は 1 年とし、運営委員会で承認される。
- 9条 運営委員会は、本会の運営に関する補佐、助言等を必要とするときは会員に委託し、専門委員会（ワーキング・グループ）を置くことができる。
- 10条 本会の会員資格は、次の次項に該当する場合には運営委員会の決定のもとに消滅する。
 1. 催促にもかかわらず、会期を長期にわたり滞納した場合。
 2. 本会の名誉を著しく損なうような行為をした場合。
- 11条 本会は、会誌の編集のために編集委員会を置く。投稿規定は別に定める。
- 12条 本会の会則の改正は、総会で過半数の賛成により行うことができる。